

総社市訓令第7号

庁 中 一 般
出 先 機 関

総社市事務決裁規程（平成17年総社市訓令第11号）の一部を次のように改正する。

令和元年10月10日

総社市長 片岡 聡 一

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
(副市長が欠けたときにおける特例) 第14条 副市長が欠けたときは、この規程中「副市長」とあるのは「 <u>政策監</u> 」と読み替えるものとする。	(副市長が欠けたとき等における特例) 第14条 <u>副市長に事故があるとき</u> 、又は副市長が欠けたときは、この規程中「副市長」とあるのは「 <u>総務部長</u> 」と読み替えるものとする。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。